

「沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務(R7)」 に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1.業務概要

(1)業務名:沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務(R7)

(2)業務目的:

沖縄県では、「マイカーに依存しなくても、安心・快適で活力ある沖縄を築く交通社会の実現」を基本方針に、関係市町村及び交通事業者、交通利用者等と協議を経て、令和6年度に沖縄県地域公共交通計画(以下、「本計画」という。)を策定し、本計画に位置付けられた施策・事業を、沖縄県地域公共交通協議会(以下、「協議会」という。)において実施状況等の評価を実施している。

また、協議会の分科会である市町村連携交通会議(以下「連携会議」という。)においては、那覇と名護を結ぶ鉄軌道による骨格軸とフィーダー交通とが連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、圏域別(北部・中部・南部)に公共交通に関する課題を抽出・整理し、公共交通の充実に向けて具体的に協議を行ってきたところである。

本業務は、本計画の実質化に向けたアップデートの検討を行うほか、各圏域の公共交通ネットワークの具体化に向けた調査検討を行うなど、協議会及び連携会議の運営支援を行う業務である。

(3)業務内容:

ア. 地域公共交通計画の実質化に向けたアップデート等の調査検討

a 市町村向け勉強会の開催

b モビリティデータ活用の検討のための具体的な手法や手順等の提案

イ. 各圏域の公共交通ネットワークイメージの具体化に向けた調査検討

a 公共交通ネットワークイメージのブラッシュアップに向けた情報等の収取・取りまとめ

b 圏域の公共交通ネットワークイメージ図案の作成に向けた技術的検討

ウ. 沖縄県地域公共交通協議会の運営支援等

ア 協議会の運営支援等

エ. 市町村連携交通会議等の運営支援

ア 会議(検討会も含めた)の運営支援

オ. 打合せ協議 ※オンラインでの対応も可能とする。

カ. 報告書作成等

(4)履行期間: 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(5)総額: 22,297,000 円(消費税[10%]税込み)の範囲内

(6)本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書(以下、「企画提案書」という。)の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「沖縄県地域公共計画アップデート等調査検討委託業務(R7)に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「沖縄県地域公共交通計画アップデート等調査検討委託業務(R7)仕様書」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

【参加事業者の応募要件】

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1)沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に公共交通に関連した同種の調査等を受託し、実施したことがあること。

(2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第 167 条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第1項各号に掲げる者

(3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 35 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(7)の要件を満たすこと。

2.書類等の提出場所及び問い合わせ先等

(1) 書類等の提出場所及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(県庁 7 階)
沖縄県企画部交通政策課公共交通推進室(担当:大城)
電話:098-866-2045
FAX:098-866-2448

(2) 質問書、応募申込書、企画提案書の提出場所及び提出方法

質問書:(1)の場所に持参、郵送又は FAX により提出(要受信確認)
応募申込書:(1)の場所に持参、郵送又は FAX により提出(要受信確認)
企画提案書:(1)の場所に持参又は郵送により提出(到着確認が可能な手段とすること)

(3) 主なスケジュール

質問書提出期限 令和7年5月7日(水) 12 時必着
応募申込書及び企画提案書提出期限 令和7年5月 12 日(月) 12 時必着
企画提案書に対するヒアリング 令和7年5月 16 日(金) 午後予定
※但し、応募状況等によっては、書面審査に変更することがある。

3.その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。

- (6) その他スケジュール、様式等は実施要領による。
- (7) 実施要領に適合しない応募は無効とする。